

財団法人 航空交通管制協会

役員在任年齢規程

平成15年 5月28日

役員在任年齢規程

(総則)

第 1 条 財団法人航空交通管制協会の常勤役員（以下「役員」という）の在任年齢に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(在任年齢)

第 2 条 役員の内在任年齢は、原則として満 70 歳までとする。

(退任日)

第 3 条 役員の内任期中に前条に定める年齢に達したときは、任期満了をもって在任年齢到達日とする。

(特例措置)

第 4 条 当該役員が、本協会の運営上必要欠くことのできない場合等においては、この限りではない。

附則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。